

逗子市文化振興基本計画の改定案の概要

1. 改定の経緯

文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、2011年（平成23年）3月に「逗子市文化振興基本計画」を策定しました。その後、新たな逗子市総合計画の策定に伴い、2015年（平成27年）3月に一度改定を行いました。

今回は、2023年（令和5年）3月の総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定と、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化、取組の実績や課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策などを整理する必要があることから改定を行うものです。

2. 主な改定箇所について

- ・ 計画期間の変更
- ・ 逗子文化プラザホールの本市での位置付けや事業について現状に合わせて変更
- ・ 「障がい者による文化活動の推進に関する法律」に関する内容を追記
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する内容を追記
- ・ 施策の柱（5）「文化情報の収集と活用」を現状に合わせて変更

→別紙「主な変更箇所（一部抜粋）」参照

- ・ 総合計画（2023年度（令和5年度）～）との整合性を図り「主な取り組み」を変更

→改定案 p. 25 参照

(別紙) 主な変更箇所 (一部抜粋)

改定案 ページ 行など	現行	改定後 (案)
P2 (1) 下から 2行目	<p>I 計画の前提</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 計画策定の経緯</p> <p>その後 2011 年 (平成 23 年) 3 月に、条例第 5 条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「逗子市文化振興基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しましたが、この度、逗子市新総合計画の策定に伴い、「基本計画」を改訂するものです。</p>	<p>I 計画の前提</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 計画策定の経緯</p> <p>その後 2011 年 (平成 23 年) 3 月には、条例第 5 条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「逗子市文化振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しましたが、<u>2015 年度 (平成 27 年度) を始期とする (以下「総合計画」という。)の策定に伴い、2015 年 (平成 27 年) 3 月に改定を行いました。今回は、2023 年 (令和 5 年) 3 月の総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定と、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化、取組の実績や課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策などを整理する必要があることから、改定を行うものです。</u></p>
P3 (4) 下から 4行目	<p>(4) 計画の期間</p> <p>基本計画の計画期間は、2011 年度 (平成 23 年度) から 2018 年度 (平成 30 年度) までの 8 年間とし、2014 年度 (平成 26 年度) 中間見直しを行いました。新総合計画が 2015 年度 (平成 27 年度) から始まり、実施計画が 2022 年度 (平成 34 年度) までの 8 年間であることから、整合性を図るため、基本計画についても計画期間を 2022 年度 (平成 34 年度) まで延長し、必要に応じて再度見直すこととします。</p>	<p>(4) 計画の期間</p> <p><u>総合計画の中期実施計画の実施期間が、2023 年度 (令和 5 年度) から 2029 年度 (令和 11 年度) までの 7 年間であることから、本計画についてはその内容を踏まえて改定を行うため、2024 年度 (令和 6 年度) から 2030 年度 (令和 12 年度) までの 7 年間で計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。</u></p>
P4 (1) 4行目	<p>2. 文化振興に取り組む背景</p> <p>(1) 文化の拠点となる施設の整備から次のステップへ</p> <p>2004 年度 (平成 16 年度) から逗子小学校、図書館、ホール、市民交流センターが順次開館し、最終的には 2009 年度 (平成 21 年度) にフェスティバルパークが完成、文化プラザ全施設がオープンとなりました。そして、2014 年度 (平成 26 年度) からは、市の行財政改革ロードマップに従い、ホールが指定管理者制度に移行し、2015 年度 (平成 27 年度) からは市民交流センターも指定管理制度に移行します。</p> <p>市中心部の文化施設整備が進み、各地域の地域活動センター、コミュニテ</p>	<p>2. 文化振興に取り組む背景</p> <p>(1) 文化の拠点となる施設の整備から次のステップへ</p> <p>2004 年度 (平成 16 年度) から逗子小学校、図書館、ホール、市民交流センターが順次開館し、2009 年度 (平成 21 年度) にフェスティバルパークが完成したことで、文化プラザ全施設がオープンしました。そして、2014 年度 (平成 26 年度) からは、市の行財政改革ロードマップに従い、ホールが指定管理者制度に移行し、<u>2015 年度 (平成 27 年度) からは市民交流センターも指定管理者制度に移行しました。市中心部の文化施設整備は、各地域の地域活動センター、コミュニティセンター、体験学習施設</u></p>

(別紙) 主な変更箇所 (一部抜粋)

	<p>イセンター (旧公民館:平成 27 年度より名称変更)、体験学習施設スマイル等が以前から地域の文化活動の拠点となっていることと併せ、活動の多様化に対応しています。</p> <p>今後も、各地域の活動拠点の更なる活性化と、文化プラザを核施設と位置付けた市中心部の活性化を同時に実現することが一層求められています。</p>	<p><u>スマイルなどの地域活動の拠点と併せ、活動の多様化につながっています。特にホールについては、市内の文化活動の拠点として多くの市民が利用するとともに、多様な自主文化事業を行うことで、市の文化活動推進の大きな役割を担っています。今後もホールを中心に、市内の文化活動の活性化を目指します。</u></p>
P5 1 行目	<p>(2) 社会環境の変化</p> <p>(2) さらに多様な文化的背景を持った市民が互いに尊重し、認め合いながら交流する多文化の共生も求められています。特に、超高齢化社会を迎え、高齢者や障がい者も等しく文化を享受できる機会を提供していくことが課題です。</p>	<p>(2) 社会環境の変化</p> <p>さらに多様な文化的背景を持った市民が互いに尊重し、認め合いながら交流する多文化の共生も求められています。特に、平成 30 年度に制定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進していくことを目指しています。</p>
	<p>3. 現状と課題</p>	<p>これらに加えて、前回の改定後、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が 1 年順延され、2021 年に開催されることになったほか、各公共施設の休止や利用制限などもあり、多くの文化活動が中止や変更を余儀なくされるなど、文化芸術の分野にも多大な影響を及ぼしました。これらを教訓として、特に施設運営においては、常に文化活動が継続できるような環境・仕組みづくりの検討が必要だと考えられます。</p>
P6 5 行目	<p>(1) 現状</p> <p>① ①ホールにおける文化事業展開</p> <p>○逗子文化プラザ (ホール、図書館、市民交流センター、逗子小学校) (以下「文化プラザ」という。) は、複合施設として、文化と生涯学習が相乗効果をあげながら、三浦半島地域の文化拠点の一翼を担い、情報発信を行っています。</p>	<p>(1) 現状</p> <p>①ホールにおける文化事業展開</p> <p>○逗子文化プラザ (ホール、図書館、市民交流センター、逗子小学校) (以下「文化プラザ」という。) は、複合施設として、文化と生涯学習が相乗効果をあげながら、<u>市内の文化拠点となり、情報発信を行っています。</u></p>
7 行目	<p>② ②生涯学習行政の一環としての文化振興の推進</p> <p>○2013 年度 (平成 25 年度) には『プレ・アートフェスティバル』を開催し、長期にわたり文化教養活動の発表の場であった逗子市文化祭も含めて、市民によるさまざまな文化活動の一つ傘の下にまとめ、広報活動等の支援を行いました。2014 年度 (平成 26 年度) には『逗子アートフェスティバル』として、規模を拡大して開催しました。そのほかにも、各種講座の開催な</p>	<p>②生涯学習行政の一環としての文化振興の推進</p> <p>○2013 年度 (平成 25 年度) の『プレ・アートフェスティバル』から開始した『逗子アートフェスティバル』は、<u>2018 年 (平成 30 年) から市民団体「逗子アートネットワーク」による運営が始まり、地域文化の担い手育成や市民の文化活動の活性化につながる事業となっています。そのほかにも、長年にわたり、文化教養活動の発表の場として逗子市文化祭</u></p>

(別紙) 主な変更箇所 (一部抜粋)

	<p>どにより、市民の文化教養活動を支援しています。</p> <p>○生涯学習は、個人の自己実現の手段であると同時に、地域文化を発展させる原動力となっています。</p> <p>○市民や市民団体の自主的な文化活動に対しては、活動環境を整備・充実するため、市民交流センター内に「市民活動スペース」を設置しています。</p>
P17 上段	<p>II 計画体系</p> <p>3. 施策の柱と基本施策展開の方向性</p> <p>(3) 文化芸術に接する機会の拡充 ~すべての市民が文化にふれあうように~</p> <p>(3) -② 体験や参加、参画機会の充実</p> <p>自らが参加し、体験することができる参加・参画型の文化活動機会を充実させていきます。それにより地域文化への関心が高まり、その担い手の育成にもつながります。</p> <p>○ホールにおいて、鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップ*を実施します。</p> <p>○市内公共施設等において、各種講座事業を実施します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・体験型・創造型ワークショップの実施・公共施設等におけるアウトリーチ活動の実施
P20 下段	<p>(5) 文化情報の収集と活用 ~逗子アーカイブズを目指して~</p> <p>(5) -① 情報の収集・発信</p> <p>文化活動に関する情報を収集し、発信することで文化活動を活性化します。また、市民が自由に情報交流できるような環境を充実させていきます。特に情報通信技術の発展を見据え、新しいメディアやネットワーク環境での提供についても検討をしていきます。</p> <p>○他市の文化施設での催し等の情報をホール及び市民交流センターでも</p>

	<p><u>が開催されています。</u></p> <p>○<u>各種文化関連の講座の開催などにより、市民の文化教養活動を支援しています。</u></p> <p>○生涯学習は、個人の自己実現の手段であると同時に、地域文化を発展させる原動力となっています。</p> <p>○市民交流センター(市民活動スペース、会議室、展示スペースなど)は、<u>市民や市民団体の自主的な文化活動の交流・成果発表の場として利用されています。</u></p>
	<p>II 計画体系</p> <p>3. 施策の柱と基本施策展開の方向性</p> <p>(3) 文化芸術に接する機会の拡充 ~すべての市民が文化にふれあうように~</p> <p>(3) -② 体験や参加、参画機会の充実</p> <p><u>年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが自ら文化芸術に参画し、創造・発表することができるような文化活動の機会を充実させていきます。それにより地域文化への関心が高まり、担い手の育成にもつながります。</u></p> <p>○<u>高齢者・障がい者などによる文化芸術活動を推進します。</u></p> <p>○ホールにおいて、鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップ*を実施します。</p> <p>○市内公共施設等において、各種講座事業を実施します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>高齢者や障がい者が文化活動を創造・発表する機会の支援</u>・体験型・創造型ワークショップの実施・<u>学校や公共施設などにおけるアウトリーチ活動の実施</u>
	<p>(5) 文化情報の収集・発信・活用 ~市内の文化活動をつなげる~</p> <p>(5) -① 情報の収集</p> <p><u>文化活動に関する情報を収集し、発信・活用による文化活動の活性化に向けて検討します。</u></p> <p>○<u>地域の文化情報や市内の文化活動の情報などを手軽に取得できるよ</u></p>

(別紙) 主な変更箇所 (一部抜粋)

	<p>手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。 ○各メディアに積極的に情報発信を行います。 ○新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ホールにおける情報コーナーの設置・イベントニュース等広報媒体の充実と活用・ホームページの充実と活用	<p>情報の収集に努めます。 ○他市の文化施設での催しなどの情報をホール及び市民交流センターでも手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ホールや市民交流センターにおける情報コーナーの設置・共育ポータルサイト*『ナニスル』の活用
P21 上段	<p>(5) -② 情報のネットワークづくり</p> <p>市内の活動団体、サークルなどの実態を把握し、一元的な情報として、市民が双方向に情報交換できる仕組みづくりを図ります。また、近隣市町と連携した、情報の広域ネットワークづくりなどを進めていきます。</p> <p>○国際的な文化交流等も視野に入れ、近隣市町などの公共ホール、劇場、美術館、アートイベントなどとの連携を模索します。 ○市内の文化活動団体の交流支援をしていきます。</p>	<p>(5) -② 地域文化情報の発信</p> <p><u>市内の活動団体、サークルなどによる文化活動の情報を発信することで、市民が容易に文化情報を取得できるようにします。また、ホームページ、SNS、ポータルサイト、各メディアなどを活用した情報発信を行います。</u></p> <p><u>○各種メディアに積極的に情報発信を行います。</u> <u>○新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。</u></p>
P21 下段	<p>(5) -③ (仮称) 逗子アーカイブズの構築</p> <p>市内には逗子の文化の歴史を伝える、多くの文化資源、人材、歴史的資産、絵画、動画、写真などの作品や文化情報が存在しています。 これらを体系的に整理し、今後の文化活動に活用できるようにしていきます。</p> <p>自然環境や歴史的・伝統的な文化はもとより、今日の文化芸術活動など逗子の文化に関する情報を体系的に収集・整理し、提供できる仕組みを構築していきます。</p> <p>○点在する文化資源情報の収集・整理を進めるための基盤づくり(収集・整理に必要な知識や情報の蓄積等)を、市民と協働で行います。 ○文化資源情報の収集・整理の方法について検討します。 ○文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化、アーカイブ化により、市民が活用しやすい環境づくりにつなげます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・文化情報アーカイブズの構築	<p>(5) -③ 情報の活用(ネットワークづくり)</p> <p><u>市内には逗子の文化の歴史を伝える、多くの文化資源(人材、歴史的資産、絵画、動画、写真など)や、市内の活動団体・サークルによる文化芸術活動など、逗子の文化に関する情報が存在しています。これらを市民が双方向的に活用(情報交換)できる仕組みを検討します。</u></p> <p><u>○市内の文化団体や文化活動について、相互に情報交換できる仕組みを検討します。</u> <u>○文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化により、市民が活用しやすい環境づくりにつなげます。</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・市民活動や生涯学習に関するポータルサイト*の活用・市内の文化情報の整理とデジタル化・逗子フォトの活用